

障害者施設の栄養ケア・マネジメントとは

障害（児）者の栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害（児）者の栄養、健康状態に着目した栄養ケアを行うための体制をいいます。

施設利用者が自立して快適な日常生活を営み、尊厳ある自己実現をめざすためには、障害（児）者一人ひとりの栄養健康状態の維持や食生活の質の向上を図ることが不可欠です。

【栄養ケア・マネジメントの体制】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知では、下記のように各職種の役割が示されています。

- ①施設長又は管理者（以下、「施設長」という。）は、医師、管理栄養士、サービス管理責任者、看護職員及び生活支援員その他の職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備する。また、入所児又は入所者（以下「入所（児）者」という。）の口腔ケア、摂食・嚥下等に問題がある場合には、歯科医師等との連携がとれるように体制を整備する。
- ②施設長は、各施設における栄養ケア・マネジメントに関する手順（栄養スクリーニング、栄養アセスメント、栄養ケア計画、モニタリング、評価等）をあらかじめ定める。この手順については、関係者で共有する。
- ③管理栄養士は、入所（児）者に適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう関連職種との連絡調整を行う。
- ④看護職員及び生活支援員は、入所（児）者の全身状態、日常的な生活状況（食事状況、身体活動、食行動）について、管理栄養士に情報提供を行う。
- ⑤施設長は、栄養ケア・マネジメント体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努める。

【栄養ケア・マネジメントの実務】

通知により、サービス開始時における情報収集から始める実務の流れも示されていますが、ここでは、横浜市内障害者施設の事例を紹介します。

すでに栄養ケア・マネジメントに取り組んでいる事例と、導入事例、ケースの事例、通所施設での取組事例等、施設の数だけいろいろなパターンの事例があります。